

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年6月30日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第22号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第11条事業部の款廃棄物指導課の項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 使用済自動車の再資源化等に関する法律による解体業及び破砕業の許可、届出、指導及び監督に関すること。

第15条建築指導部の款指導課の項第13号中「京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）職住共存特別用途地区建築条例」の右に「及び京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）御池通沿道特別商業地区建築条例」を加える。

附 則

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)